



# 山形県公報

平成22年12月21日(火)

号 外(46)

## 目 次

### 条 例

山形県予防接種緊急促進臨時特例基金条例..... (保健薬務課) ... 2

### この号で公布された条例のあらまし

山形県予防接種緊急促進臨時特例基金条例 (県条例第41号) (保健薬務課)

- 1 子宮頸がん等の緊急に予防の措置を講ずべき疾病に係る予防接種の促進に関する事業を実施するため、山形県予防接種緊急促進臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
- 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
- 6 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

---

条 例

---

山形県予防接種緊急促進臨時特例基金条例をここに公布する。

平成22年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第41号

山形県予防接種緊急促進臨時特例基金条例

（設置）

第1条 子宮頸がん等の緊急に予防の措置を講ずべき疾病に係る予防接種の促進に関する事業を実施するため、山形県予防接種緊急促進臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。